

政令第 号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号及び第七条第二項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「へまで」を「トまで」に改める。

第二条の二中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を、「都道府県」の下に「（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺都道府県知事の要件を改める等の必要があるからである。